

摂津市上下水道部公告第1号

制限付一般競争入札を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び摂津市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和58年水道企業規程第7号）第91条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年1月7日

摂津市長 森 山 一 正

記

- 1 取扱番号 第115号
- 2 工事名 令和3年度東別府一丁目4番地内雨水管布設工事
- 3 工事場所 摂津市東別府一丁目 地内
- 4 予定期間 令和4年3月8日 ～ 令和6年3月22日
- 5 工事概要 工事延長 L=341.20m
管推進工 φ1,000mm L=160.20m
管推進工 φ700mm L=181.00m
2号マンホール設置工（組立式） 2箇所
3号マンホール設置工（組立式） 2箇所
付帯工 1式
- 6 予定価格 372,365,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
338,514,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まず）
- 7 最低制限価格 事後公表
- 8 入札参加資格要件
制限付一般競争入札への参加は、単体企業または特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であること。
(1) 単体企業は、以下の要件をすべて満たすこと。ただし、特定JVで入札参加する場合は、単体企業として入札に参加することはできない。
① 本市の競争入札参加資格者名簿に第1希望業種又は第2希望業種を「土木一式工事」で登載されていること。

- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における土木一式工事の総合評定値が1300点以上（Aランク）であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が当該入札参加申込時において、有効期間が終了していないこと。
- ④ 建設業法第3条の規定に基づく特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。
- ⑤ 本市に本社・本店を置く事業者（以下、市内業者という。）にあつては、当該制限付一般競争入札参加申込時において、手持ち工事の件数が1件以下のもの。（手持ち工事とは、本市（上下水道部を含む）と制限付一般競争入札（事後審査型制限付一般競争入札を含む）により契約した工事（契約手続き中のものを含む）で、完成検査していないものをいう。）
- なお、手持ち工事の件数がないものは、入札参加できる件数は、2件（ただし、第2希望業種は1件）とし、手持ち工事の件数が1件のものは、入札参加できる件数は1件とする。
- ⑥ 建設業法に定められた監理技術者資格者証を有する技術者を専任配置すること。
- ⑦ 公告の日から入札の日までの間に、本市の競争入札参加に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
- ⑧ 公告の日から入札の日までの間に、建設業法に係る処分中でないこと。
- ⑨ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ⑩ 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、参加することができない。
- ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）と同条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
- イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係にある場合のいずれかに該当する場合。
- ⑪ 次の各号のいずれにも該当しないものであること。
- ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされているもの。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされているもの。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされているもの。
- (2)-1 特定JVの構成員は、以下の要件をすべて満たすこと。ただし、単体企業で入札参加する場合は、特定JVの構成員として入札に参加することはできない。
- ① 本市の競争入札参加資格者名簿に第1希望業種又は第2希望業種を「土木一式工事」で登載されていること。

- ② 総合評定値にかかる条件については8 (2) -2 ②を参照すること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が当該入札参加申込時において、有効期間が終了していないこと。
 - ④ 建設業法第3条の規定に基づく特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。
 - ⑤ 本市に本社・本店を置く事業者（以下、市内業者という。）にあつては、当該制限付一般競争入札参加申込時において、手持ち工事の件数が1件以下のもの。（手持ち工事とは、本市（上下水道部を含む）と制限付一般競争入札（事後審査型制限付一般競争入札を含む）により契約した工事（契約手続き中のものを含む）で、完成検査していないものをいう。）
なお、手持ち工事の件数がないものは、入札参加できる件数は、2件（ただし、第2希望業種は1件）とし、手持ち工事の件数が1件のものは、入札参加できる件数は1件とする。
 - ⑥ 特定JVの代表者は、建設業法に定められた監理技術者資格者証を有する技術者を専任配置、他の構成員からは国家資格又は国土交通大臣からの同等以上の能力を有するものとする認定書を有する専任の監理技術者又は主任技術者を配置すること。
 - ⑦ 公告の日から入札の日までの間に、本市の競争入札参加に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - ⑧ 公告の日から入札の日までの間に、建設業法に係る処分中でないこと。
 - ⑨ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - ⑩ 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、参加することができない。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）と同条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている関係にある場合又は一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係にある場合のいずれかに該当する場合。
 - ⑪ 次の各号のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされているもの。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされているもの。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされているもの。
- (2) -2 特定JVの結成にあたっては、以下の要件をすべて満たすこと。ただし、各構成員は2以上の特定JVの構成員になることはできない。

- ① 1 特定 J V の構成員数は 2 者とし、うち少なくとも 1 者は市内業者であること。
- ② 特定 J V の代表者は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が 1300 点以上のもの（ただし、市内業者においては、本市の建設工事競争入札参加資格名簿のうち土木の換算数値が 1300 点以上（A ランク）のもの）であること。他の構成員は総合評定値が 750 点以上のもの（ただし、市内業者においては、本市の建設工事競争入札参加資格名簿のうち土木の換算数値が 750 点以上（C ランク以上）のもの）であること。
- ③ 市内業者にあつては、当該制限付一般競争入札参加申込時において、手持ち工事の件数が 1 件以下のもの。（手持ち工事とは、本市（上下水道部を含む）と制限付一般競争入札（事後審査型制限付一般競争入札を含む）により契約した工事（契約手続き中のものを含む）で、完成検査していないものをいう。）
なお、手持ち工事の件数がないものは、入札参加できる件数は、2 件（ただし、第 2 希望業種は 1 件）とし、手持ち工事の件数が 1 件のものは、入札参加できる件数は 1 件とする。
- ④ 1 構成員当たりの出資比率は 20% 以上であること。ただし、特定 J V の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率を下回らないこと。
- ⑤ 特定 J V の経営形態は、共同施工方式（甲型）によるものであること。

9 複数落札の制限について

当該、制限付一般競争入札の落札者となった場合は、その時点で申し込んだ同一開札日の他の制限付一般競争入札の参加資格を失うものとする。

10 入札参加申込時提出書類

- ① 摂津市制限付一般競争入札参加申込書
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の直近の写し
- ③ 配置予定技術者等調書

配置予定技術者の資格者証（監理技術者資格者証、指定講習に係る監理技術者講習修了証及び国家資格証明証又は国土交通大臣認定書の写し）及び当該事業所と直接かつ恒常的な雇用関係（3 か月以上）が確認できる書類（健康保険被保険者証等）の写し

- ④ 設計図書等購入確認書（制限付一般競争入札用）

なお、特定 J V で申込みを行う場合は上記①～④の書類に加え、特定建設工事共同企業体協定書、特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書、委任状を提出すること。

11 入札参加申込書受付期間及び受付場所

令和 4 年 1 月 3 1 日（月）～令和 4 年 2 月 1 日（火）

午前 1 0 時 0 0 分～午後 4 時 0 0 分

摂津市上下水道部 経営企画課（摂津市上下水道部庁舎 中 2 階）

12 入札参加資格者への通知

令和4年2月7日(月)～令和4年2月8日(火)

午前10時00分～午後4時00分

入札参加申込者に直接通知します。審査の結果、入札参加資格者となった申込者には、入札参加者証及び入札要綱等をメールで送付しますので、入札参加申込書には必ずメールアドレスを記入してください。

13 設計図書等の購入

購入期日 令和4年1月11日(火)～令和4年2月1日(火)

購入代金 下記の購入場所に問い合わせること

申込方法 設計図書等購入申込書(制限付一般競争入札用)を用いること。

※摂津市設計図書有償頒布要領(制限付一般競争入札用)をご一読ください。

購入場所 (有) アメリカ堂 摂津市鳥飼中2-3-9

電話 072-654-2155 FAX 072-654-6187

14 設計図書等に関する質問及び回答

質問の方法 質問書(制限付一般競争入札用)を用いて経営企画課にメールにより送信すること。メール送信後、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。メールアドレス keiei-kikaku@city.settsu.osaka.jp

質問受付日時 令和4年1月11日(火)～令和4年2月10日(木) 正午まで

回答日時及び方法 質問があった場合、
令和4年2月16日(水)中に
入札参加資格者へメールにて回答する。

15 入札方法等

入札方法等は郵便入札とする。

(1) 入札書送付先 〒566-8799

摂津市東正雀19-1

日本郵便株式会社 摂津郵便局 留

注意：配達日指定郵便とし、簡易書留を利用してください。(ポストに投函しないでください。郵便局の窓口にお出してください。)また、市が指定する封筒(設計図書等の購入の際に指定販売店で受取る)を必ず使用してください。

(2) 配達指定日 令和4年2月25日(金)

(郵便入札の提出締切日は令和4年2月21日(月)です。)

(3) 提出書類 入札書(郵便入札用)、工事費内訳書

摂津市制限付一般競争入札参加者証

- (4) 入札(開札)日時 令和4年3月1日(火) 午前10時00分
- (5) 入札(開札)場所 摂津市上下水道部別館2階中会議室
- (6) 入札立会人 本公告日から令和4年2月25日(金)正午までに立会人
申込書を上下水道部経営企画課にFAXにより送信すること。
(受信順に2名を選任) FAX 06-6319-4435
- (7) 入札立会人選任通知日 令和4年2月28日(月) 午前中
(選任された入札立会人には電話で連絡します。)
- (8) 入札(開札)結果の公表 上下水道部経営企画課の閲覧ファイル及び摂津
市ホームページに掲載する。

16 無効となる入札事項

摂津市水道事業及び下水道事業会計規程第97条に該当する入札を行ったもの。

17 入札保証金

免除(摂津市水道事業及び下水道事業会計規程第95条第3号による。)

18 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設ける。

19 入札回数 1回

20 入札の中止

入札参加申請者が2者に満たない場合は、入札を中止する。

問合せ先

摂津市上下水道部経営企画課

電 話 06-6383-7632

F A X 06-6319-4435